

# 本太一丁目自治会集会所管理規定

## (趣旨)

第1条 この集会所管理規定（以下管理規定という）は、本太一丁目自治会集会所（以下集会所という）の管理ならびに使用について定める。

## (目的)

第2条 集会所は、本太一丁目自治会（以下自治会という）の活動の拠点として、良好な地域社会の維持および形成に資するものとする。

## (使用者)

第3条 集会所の使用者は、自治会員を主とする。

- 1 自治会が行う事業、会議に関わる使用は、これを優先する。
- 2 自治会会員が行う事業、会議等に関わる使用は、前号の活動を妨げない範囲とする。
- 3 自治会および自治会会員の活動に支障のない範囲で、自治会会員以外のものの使用を認める。

## (使用申込み)

第4条 集会所を使用するものは、使用日の2ヶ月前以降に、会長へ集会所使用申請所を提出し、使用許可を得るものとする。

- 2 定期的に使用する予約は受付けない。その都度使用申請所を提出する。
- 3 非会員は、会員の紹介で申込み手続きをする。

## (使用許可)

第5条 会長は、使用申請が妥当と判断した場合は 使用許可書を交付し、鍵を貸与する。

- 2 使用許可を得たものは、第三者に転借してはならない。

## (使用制限)

第6条 会長は、次に掲げるものの集会所の使用を許可しない。

- 1 特定の政党、政治団体および宗教団体と認められるもの
- 2 個人および法人の利益を得ることを目的とすると認められるもの
- 3 公安を害し、風俗を乱すと認められるもの
- 4 興行など営利を目的とすると認められるもの
- 5 暴力を是認し若しくはそのおそれがある団体等
- 6 騒音などで近隣に迷惑をかけると認められるもの
- 7 第2条の目的に反して使用するもの

## (管理)

第7条 集会所の管理については、会長以下全ての役員が責任を持つこととする。

- 2 鍵は、会長が指定した者が所持し管理する。
- 3 集会所の維持、管理等に要する経費は、年度ごとの予算に計上する。

(使用者の責任)

第8条 使用するものは、管理規定に定める使用料を、使用する前日までに納入しなければならない。

- 2 故意または重大な過失により、建物、機器、備品等に損害を与えたものは実費をもって弁償する。

(使用料)

第9条 使用料については料金表(別表)に示す金額とする。

(順守事項)

第10条 集会所を使用するときは、次の各号を遵守すること。

- 1 集会所は住宅地域にあることを考慮して、近隣に迷惑をかけない。
- 2 敷地、建物内は禁煙とし、火気、危険物を持ち込まない。
- 3 機器、備品等は取り扱い方法を習得して丁寧に使用し、使用後は清掃して所定の場所に収納する。
- 4 使用中に発生したごみ、不用品等は必ず持ち帰る。
- 5 使用後は戸締り、火気、水道、電気等を点検し安全を確認する。
- 6 点検結果を記入した点検表を会長に提出する。
- 7 器具、備品等を許可なく外部に持ち出さない。

(委任)

第11条 管理規定の施行に関わる必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(施行期日)

第1条 管理規定は平成25年4月1日から施行する。

第2条 管理規定は平成25年4月1日から改正施行する。

(別表) 料金表

- 1 基本料金(使用時間3時間以内)は表のとおりとする。
- 2 使用時間3～6時間の使用料は基本料金の2倍、6時間以上の使用料は基本料金の3倍とする。
- 3 使用場所が異なる場合は、別々に料金が発生する。

使用区分	使用料(円)
自治会の会議、自治会で構成する団体(自治会で補助金を出している団体)、催し物等	無料
会員の個人的な使用、グループ等の会議、催し物等	500
会員と非会員で構成する団体、グループの使用	1,000
非会員で構成する団体、グループ(会員を含まない)、非会員の個人的な使用	2,500